

## 能勢町低入札価格調査制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本町が発注する建設工事の契約の締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（第167条の13の規定により準用する場合を含む。）に規定にする「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と認められる場合の基準及びその手続きに関する取扱について定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 低入札価格調査制度の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、その予定価格が4億円以上のものとする。

### (調査基準価格)

第3条 工事の請負契約を締結しようとする場合において、契約の相手方となるべき者の当該申込価格が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）の算定は、別に定めるものとする。

2 対象工事に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格調書に記載するものとする。

### (入札参加者への周知)

第4条 契約担当者は、本制度の円滑な運用を図るため、入札説明書の配布の際、次の事項について通知する。

- (1) 低入札価格調査制度を採用すること。
- (2) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法。
- (3) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は事後の事情聴取に協力すべきこと。

### (入札の執行)

第5条 入札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、契約担当者は、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者の決定等調査結果は後日連絡する旨を告げて、

入札を終了する。

(調査の実施)

第6条 工事担当者及び契約担当者は、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者から、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを具体的に判断するために次に掲げる事項について事情聴取等により調査を行うものとする。

- (1) その価格により入札した理由（入札価格の詳細な内訳書を提出させるものとする。）
- (2) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (3) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- (4) 手持資材の状況
- (5) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (6) 手持機械の状況
- (7) 労務者の具体的供給見通し
- (8) 過去に施工した公共工事
- (9) 経営状況、信用状態等
- (10) その他の必要な事項

(調査に協力しない場合の措置)

第7条 調査基準価格を下回る入札を行った者が調査に協力しないときは、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものとする。

(委員会の設置)

第8条 低入札価格調査を適正に行うため、調査基準価格を下回る価格による入札があった場合に、その履行の可否を審議するため、能勢町低入札価格調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会への付議)

第9条 調査基準価格を下回る価格をもって入札が行われた場合において、当該入札に付した工事の工事担当課長の職にある者及び契約担当課長の職にある者は、入札者への調査を終了した時点で、履行の可否の審議を求めめるために、調査の結果及び意見を記載した低入札価格調査結果報告書（様式第1号）を作成し、委員会に付議する。

(委員会の審議結果に基づく落札者の決定等)

第 10 条 委員会の審議の結果、最低価格入札者の価格により、当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者を落札者とした旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

2 委員会の審議の結果、最低価格入札者の価格により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該入札者を落札者とせず、ほかに調査基準価格を下回った者のうち最低価格入札者（以下「次順位者」という。）について審議を行い、適合した履行がされると認めるときは前項の規定による手続きを行うものとする。

3 前項の場合において、次順位者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは次順位者を落札者とせず、以下順次同様の審議を行うものとする。

4 委員会の審議の結果、調査基準価格を下回った全ての入札者が当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち調査基準価格以上で最低価格をもって入札を行った者を落札者と決定する。なお、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者がいない場合は入札不調とする。

5 前各項に規定する落札者又は入札不調の決定は、委員会の審議を経て町長が決定するものとする。

（契約の保証）

第 11 条 調査基準価格を下回る価格による入札者が落札者となった場合において、落札者が当該契約の締結と同時に付さなければならない契約保証金の額は、能勢町財務規則（平成 4 年規則第 48 号）第 130 条の規定にかかわらず、契約金額の 100 分の 30 に相当する額以上とする。

（委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施にあたり必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

## 低入札価格調査結果報告書

下記工事について、低入札価格調査を実施した結果について次のとおり報告します。

工 事 名	
調 査 日 時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
調 査 対 象 者	
調 査 の 結 果 及 び 意 見	

年 月 日

能勢町低入札価格調査委員会

委員長

殿

工事担当課長

印

契約担当課長

印